

平太郎処分場増設計画に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

(1) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

また、調査マニュアル等が改正された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

(2) 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。

(3) 対象事業実施区域の位置する地域は、石炭採掘地域であったことから、環境影響評価の実施に当たっては、近隣に坑道跡等が存在する可能性を考慮して詳細な文献調査や現地調査を行うとともに、適切に予測及び評価を行うこと。

(4) 対象事業実施区域は学校及び住宅地等に近接していることから、環境影響評価の実施に当たっては、周辺環境に与える影響をできる限り回避、低減する観点から、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 対象事業は既存処分場の嵩上及び拡張事業であり、規模も大きく長期にわたる計画となっていること等から、工事工程や施設稼働期間をわかりやすく環境影響評価準備書に記載するとともに、既存処分場も含めた環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 対象事業実施区域の近隣に設置を予定している、覆土材貯積場の管理計画を明らかにするとともに、覆土材の貯積及び運搬等による環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(7) 事業計画や維持管理計画の策定に当たっては、既存処分場における工事及び稼働の実績や環境監視結果等を反映させるとともに、その反映状況や事業規模決定等の計画策定経緯を含めて具体的に環境影響評価準備書に記載すること。

また、既存処分場を含めた埋立終了から処分場廃止後の緑化計画や維持管理計画等についても環境影響評価準備書に記載すること。

(8) 浸出水調整槽、防災調整池及び放流水路の設計に当たっては、十分な容量を確保するとともに、容量算定根拠をわかりやすく環境影響評価準備書に記載すること。

また、遮水工の選定根拠及び遮水シートの破損等の緊急時の措置を含めた管理計画を具体的に環境影響評価準備書に記載すること。

(9) 処分場の造成に伴う樹木の伐採工事等については、歩行性小動物の逃避に配慮して計画するとともに、伐採される樹木の種別、場所及び面積等を年次計画でわかりやすく環境影響評価準備書に記載すること。

また、文献調査において、対象事業実施区域周辺では希少な両生類の生息が確認されていることから、雨水側溝等の設計に当たっては、小動物の移動が阻害されないよう、必要に応じて落下防止対策等を講じること。

2 環境影響評価項目及び評価の手法等について

(1) 調査期間等について

調査及び予測に係る地点の選定、並びに期間の設定等については、その根拠や妥当性を明確に示すこと。

(2) 大気環境について

ア 大気環境の調査及び予測に係る地点については、周辺民家の配置状況や現地における風向特性等を踏まえて適切に選定すること。

イ 管理型産業廃棄物最終処分場においては、埋め立てられた産業廃棄物の安定化に伴い、硫化水素等が発生することから、悪臭の評価対象としてこれらの発生ガスを追加し、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 水環境について

ア 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(平成21年11月環境省告示第78号)及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(平成21年11月環境省告示第79号)により、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、公共用水域において1項目、地下水において3項目が追加されていることから、これらの項目についても水質及び地下水の評価対象とすること。

イ 埋め立てる産業廃棄物の種類、既存施設の処理実績、放流先の利水状況及び水生生物の生息・生育状況を考慮し、水質の評価対象として塩化物イオン、アンモニア性窒素及び全りんを追加し、調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 地下水の水位については、工事の実施及び施設の存在により地下水脈の遮断等が生じる可能性を考慮して、予測及び評価を行うこと。

エ 対象事業実施区域の位置する地域においては、水道未普及世帯が存在することから、対象事業実施区域周辺の飲用井戸の利用状況を詳細に調査するとともに、それら飲用井戸への影響について、予測及び評価を行うこと。

(4) 動植物について

動物、植物及び生態系については、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査の範囲、地点、期間、時期及び調査方法等を適切に設定するとともに、その内容を具体的に環境影響評価準備書に記載すること。

特に、文献調査において、対象事業実施区域周辺では希少な夜行性鳥類の生息が確認されていることから、夜行性の鳥類やコウモリ類等に係る夜間調査を実施すること。

(5) 景観について

近景についても適切な調査地点を選定し、視認の可否を含めて、調査、予測及び評価を行うこと。

3 その他

本意見に関する措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。